

災害復旧型一般競争入札の公告

下記のとおり、災害復旧型一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び鶴岡市契約に関する規則（平成17年鶴岡市規則第54号。以下「規則」という。）第15条の規定に基づき、公告する。

令和8年1月5日

鶴岡市長 佐 藤 聰

1 入札及び開札の場所及び日時

- (1) 場 所 鶴岡市役所6階大会議室
(2) 日 時 令和8年1月22日(木)午前9時

2 競争入札に付する事項

- (1) 工事名 令和7年災33-102戸沢災害復旧工事
(2) 工事場所 鶴岡市戸沢字小早田地内
(3) 工事内容 設計図書のとおり（現場説明会は行いません。）
設計図書に疑義があるときは、文書で受付します。
① 質問受付日 令和8年1月14日(水)午前10時まで
② 回 答 令和8年1月16日(金)午後4時から
(4) 工期 令和8年1月29日から令和8年3月19日まで
(5) 予定価格 6,520,000円（消費税及び地方消費税を含まない。）

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加者の資格

- (1) 規則第26条第2項に規定する競争入札参加者名簿に登録されている者であること。
(2) 鶴岡市内に本店を有する者であること。
(3) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定により土木一式工事に係る建設業の許可を受けていること。
(4) 契約締結予定日に有効な土木一式工事に係る建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査を受けていること。
(5) 地方自治法施行令第167条の4第1項及び第2項の規定に該当しないこと。
(6) 鶴岡市競争入札参加資格者指名停止要綱（平成17年鶴岡市訓令第35号）に基づく指名停止期間中でないこと。申請書受付後に指名停止措置を受けた場合は受付を取り消し、入札に参加することができない。落札決定後、契約締結までに指名停止措置を受けた場合は落札決定を取り消す。
(7) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により更正手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
(8) 入札参加資格確認申請書の提出の日から当該工事の工期までの間に、鶴岡市建設工事請負契約約款第49条第1項第11号の規定に該当しない者であること。

4 技術者等

(1) 建設業法の適用を受ける公共工事については、工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる監理技術者又は主任技術者を置かなければならないため、あらかじめ配置予定技術者をご確認ください。

また、監理（主任）技術者制度を的確に運用するため国土交通省ホームページ内の「監理技術者制度運用マニュアル」もご確認ください。

※ 「監理技術者制度運用マニュアル」のうち「五 施工体制台帳の整備と施工体系図の作成」について、鶴岡市では「鶴岡市建設工事元請下請関係適正化指導要領」で定めておりますのでご確認ください。<https://www.city.tsuruoka.lg.jp/sangyo/nyusatsu/nyuusatukeiyakuseido/syakaihokenmikanyu.html>

(2) 現場代理人について、市のホームページ「入札情報」に掲載している「(お知らせ)建設工事における現場代理人の兼務可能要件について」を参照ください。本工事における現場代理人は、監理技術者（特例監理技術者を含む。）の配置を要しない場合において、落札者の申請に基づき発注者が承認するときに限り、別件工事の現場代理人との兼務を認めます。

5 契約条項等を示す場所

(1) 閲覧場所 鶴岡市ホームページ及び鶴岡市役所 3階契約管財課

(2) 閲覧期間 入札日の前日まで

※ 図面等の貸し出しは事前に電話等でご連絡ください。なお、案件によっては電子データとして全てを鶴岡市ホームページに掲載している場合もございます。

6 入札、契約保証金に関する事項

(1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金 契約金額の 10 分の 1 相当額

7 入札参加者の申請及び確認

(1) 令和 8 年 1 月 20 日（火）までに災害復旧型一般競争入札参加資格確認申請書2 部を、鶴岡市役所 3 階契約管財課又は地域庁舎総務企画課に持参してください（郵送可（返信用封筒を同封のこと）。ただし、期限まで必着。）。1 部受付印を押印し返却します。

(2) 入札参加申請受付の際に契約締結日以降まで有効な「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」の確認を行いますので、入札参加申請書の裏面にコピーして入札参加申請を行ってください。別紙としての添付も可能です。

8 災害復旧工事

本工事は、鶴岡市建設工事指名競争入札参加者の格付に関する規程別表（第 4 条関係）内の地域社会貢献の災害復旧工事に該当する工事です。

9 その他入札に関する条件

(1) 「入札条件」、「鶴岡市入札要綱」、「鶴岡市災害復旧工事入札等実施要綱」をご覧ください。

(2) 入札の際は第 1 回目の入札書の金額と同額の工事費内訳書に所在地、商号、代表者名を記入し押印のうえ提出すること（金抜き設計書の項目で単価明細は不要です）。提出が無い場合は入札に参加することが出来ません。

(3) 本工事は、最低制限価格制度の対象外となります。

(4) 請負代金額が 130 万円を超える工事については前払金を請求することができます。また、請負代金が 1,000 万円以上で要件を満たした工事については中間前払金を請求することができます。（鶴岡市建設工事請負契約約款第 36 条第 1 項及び第 3 項）

10 問い合わせ先 鶴岡市役所 総務部 契約管財課 電話（ダイヤルイン）35-1154